

## 平成 27 年度防府市地域防災計画見直し指針（案）

東日本大震災や全国的に多発する豪雨災害等を踏まえた災害関係法令の改正、防災基本計画（中央防災会議）の修正等を本市の防災対策に引き続き反映させるとともに、津波災害警戒区域の指定等に伴う対応をするため、防府市地域防災計画の見直し・修正を行う。

## 1 見直しを検討するに当たり留意する事項

## (1) 上位計画の修正事項の反映検討

- ① 防災基本計画（中央防災会議）の修正
- ② 山口県地域防災計画の修正

## (2) 災害対策関係法令等の改正

- ① 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法） . . . 別紙 1
- ② 水防法等の一部を改正する法律 . . . 別紙 2
- ③ 災害対策基本法その他関係法令

## (3) 津波対策

- ① 津波災害警戒区域の指定（平成 27 年 3 月 24 日山口県告示）
- ② 防府市津波避難計画策定（平成 27 年 3 月）及び地域津波避難計画策定支援（平成 27 年度）に伴う見直し検討

## (4) 内閣府等が設置する各種検討会の報告や各種指針等を踏まえた対応

## 【主な指針等】

- ① 土砂災害防止対策基本指針の変更（平成 27 年 1 月：国土交通省）
- ② 突発的局地的豪雨による土砂災害時における防災情報の伝達のあり方に関する検討会「報告書」（平成 27 年 4 月：消防庁）
- ③ 土砂災害警戒避難ガイドライン改訂（国土交通省：平成 27 年 4 月）

## 2 見直しの反映

見直し検討結果を踏まえ、地域防災計画（修正案）又は地域防災計画（改訂案）を作成する。

3 スケジュール（案） . . . 別紙 34 防府市防災会議部会設置（案） . . . 別紙 4

# ●土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

平成26年8月豪雨により広島市北部で発生した土砂災害等を踏まえ、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務付け、都道府県知事に対する土砂災害警戒情報の市町村長への通知及び一般への周知の義務付け、土砂災害警戒区域の指定があった場合の市町村地域防災計画への記載事項の追加等の措置を講ずる。

## 背景

- 土砂災害警戒区域等の指定だけでなく基礎調査すら完了していない地域が多く存在し、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていない。
- 土砂災害警戒情報が、直接的な避難勧告等の基準にほとんどなっていない。
- 避難場所や避難経路が危険な区域内に存在するなど、土砂災害からの避難体制が不十分な場合がある。

## 改正 の概要

### 土砂災害の危険性のある区域の明示

#### 基礎調査の結果の公表

- 住民に土砂災害の危険性を認識してもらうとともに、土砂災害警戒区域等の指定を促進させるため、都道府県に対し、基礎調査の結果について公表することを義務付ける。

#### 基礎調査が適切に行われていない場合の是正要求

- 国土交通大臣は、基礎調査が適正に行われていない場合、都道府県に対し是正の要求を行うものとする。（国は、都道府県から基礎調査の報告を受け、進捗状況を把握し公表「法に基づく基本指針で明記」）

### 円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供

#### 土砂災害警戒情報の市町村への通知及び一般への周知

- 避難勧告等の発令に資するため、
  - ①土砂災害警戒情報について、新たに法律上に明記するとともに、
  - ②都道府県知事に対し、土砂災害警戒情報について関係市町村の長に通知すること、
  - ③都道府県知事に対し、土砂災害警戒情報について一般に周知すること、を義務付ける。

#### 避難勧告等の円滑な解除

- 市町村が避難勧告等の解除のための助言を求めた場合、国土交通大臣及び都道府県知事が必要な助言を行うことを義務付ける。

### 避難体制の充実・強化

#### 市町村地域防災計画への避難場所、避難経路等の明示

- 市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域について、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等を定めることにより、安全な避難場所の確保等、避難体制の充実・強化を図る。
- 市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等に対する土砂災害警戒情報の伝達等について定めることとする。

### 国による援助

#### 国土交通大臣による助言、情報の提供等の援助に係る努力義務

- 国土交通大臣は、都道府県及び市町村による土砂災害防止対策の推進に資するため、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならないこととする。

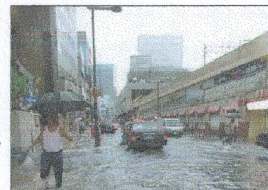
## ●水防法等の一部を改正する法律

多発する浸水被害への対応を図るため、想定し得る最大規模の洪水・いわゆる内水<sup>※1)</sup>・高潮に係る浸水想定区域制度への拡充、雨水貯留施設に係る管理協定制度の創設等の措置を講ずるほか、下水道管理をより適切なものとするため、下水道の維持修繕基準の創設等所要の措置を講ずる。

※1) 内水…公共の水域等に雨水を排水できないことによる出水。法律上の用語としては「雨水出水」。

### 背景・必要性

- 近年、洪水のほか、内水・高潮により、現在の想定を超える浸水被害が多発
- 都市における浸水被害の軽減のため、下水道整備のみでは対応が困難な地域における民間の協力等が必要
- 今後、老朽化した下水道施設が増加する一方で、地方公共団体での執行体制の脆弱化が進む中、予防保全を中心とした戦略的維持管理・更新により、下水道機能を持続的に確保することが必要
- エネルギー基本計画等を踏まえ、再生可能エネルギーの活用促進が必要



平成25年8月大阪市梅田駅周辺での浸水

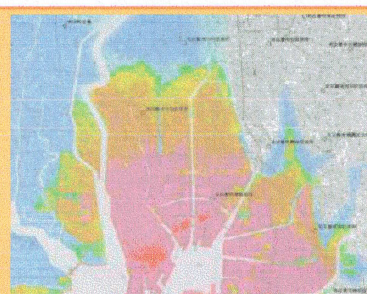
### 改正の概要

※ 多発する浸水被害への対応を図るため、ハード・ソフト両面からの対策を推進する。

#### 想定し得る最大規模の洪水・内水・高潮への対策 [ソフト対策]

- 現行の洪水に係る浸水想定区域<sup>※2)</sup>について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡充
- 新たに、内水及び高潮に係る浸水想定区域制度を設け、想定し得る最大規模の降雨・高潮を前提とした区域を公表

※2) 浸水想定区域…市町村地域防災計画に洪水予報等の伝達方法、避難場所、避難経路等が定められ、ハザードマップにより、当該事項が住民等に周知されるとともに、地下街等の所有者等が避難確保等計画を定めること等により、避難確保等が図られる。

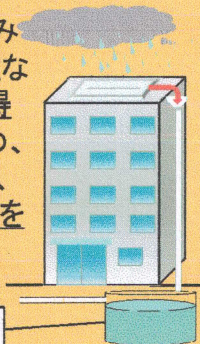


高潮浸水想定区域

#### 比較的発生頻度の高い内水に対する地域の状況に応じた浸水対策 [ハード対策]

##### 官民連携による浸水対策の推進

- 都市機能が集積し、下水道のみでは浸水被害への対応が困難な地域において、民間の協力を得つつ、浸水対策を推進するため、「浸水被害対策区域」を指定し、民間の設置する雨水貯留施設を下水道管理者が協定に基づき管理する制度等を創設



雨水貯留施設

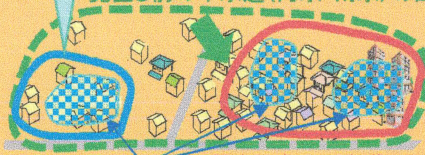
##### 雨水排除に特化した公共下水道の導入

- 汚水処理区域の見直しに伴い、下水道による汚水処理を行わないこととした地域において、雨水排除に特化した下水道(雨水公共下水道)の整備を可能とするよう措置

雨水排除に特化した下水道  
(雨水公共下水道)

雨水排除に特化した下水道  
整備を可能とするよう措置

見直し前の下水道(汚水・雨水)の区域



豪雨による浸水発生 見直し後の下水道(汚水・雨水)の区域

#### 持続的な機能確保のための下水道管理

##### 下水道の維持修繕基準の創設

- 下水道の維持修繕基準を創設するとともに、事業計画の記載事項として点検の方法・頻度を追加

##### 地方公共団体への支援の強化

- 下水道管理の広域化・共同化を促進するための協議会制度を創設(構成員は協議結果を尊重)
- 地方公共団体の要請に基づき、日本下水道事業団が、高度な技術力を要する管渠の更新等や管渠の維持管理をできるよう措置、併せて代行制度を導入

#### 再生可能エネルギーの活用促進

- 下水道の暗渠内に民間事業者による熱交換器の設置を可能とする規制緩和を実施

平成27年度防府市地域防災計画見直しスケジュール(案)

	平成27年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市議会説明									◎		(◎)	
防災会議		◎ 見直し指針 (案)						◎ ハブリック コメント前 修正(案)			◎ 修正(案)	
				◎						バブリックコメント(予定)		
部会 計画見直し検討部会				◎								
防災会議事務局 (防災危機管理課)							◎ 各機関・庁内各課等照会、 調整及び修正作業					

防災対策庁内推進会議		◎		◎		◎	◎	◎				
各部会	随時開催											

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国の動き		◎土砂災害 ◎水防法等の改正 ◎災害対策基本法等の改正(予定)					◎中央防災会議 防災基本計画修正(時期未定)					
山口県の動き		◎津波災害 5月：山口県地域防災計画修正										

## 防府市防災会議部会設置（案）

平成27年度において、防府市地域防災計画の見直しを検討する中で、防府市防災会議に下記のとおり部会を設置する。

## 1 部会名

防府市地域防災計画見直し検討部会

## 2 設置根拠

防府市防災会議条例第5条

## 3 見直しに当たっての視点

- (1) 自助・共助の促進
- (2) 男女共同参画の推進
- (3) 要配慮者支援
- (4) その他部会において必要と認めること

## 4 構成員

部会長

区分	機関及び役職名	氏名
8号	公益社団法人山口県看護協会 防府支部長	木原 雅子
9号	防府市自治会連合会 理事	阿部 政紀
9号	防府市自治会連合会 女性理事	広石 良子
9号	防府市民生委員・児童委員協議会 理事	中村 千代子
9号	防府市社会福祉協議会 事務局長	山本 亨
9号	防府市社会福祉事業団 防府市なかよし園 園長	末岡 充子
9号	公立大学法人山口県立大学 看護栄養学部 教授	藤村 孝枝
9号	Y I C看護福祉専門学校 副校長	伊藤 悦子
9号	防府市市民活動支援センター センター長	山野 悦子
10号	公募委員	清永 正之
10号	公募委員	大嶋 宏
10号	公募委員	山中 歌夜子
10号	公募委員	門田 美和子

○防府市防災会議条例

昭和三十八年三月三十日  
条例第十二号

(趣旨)

第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第六項の規定に基づき、防府市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(平一二条例二〇・一部改正)

(所掌事務)

第二条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防府市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 三 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平二四条例三三・一部改正)

(会長及び委員)

第三条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、三十九人以内とし、次に掲げる者をもつて充てる。ただし、その者が欠けた場合その他やむを得ない事由により、その者を委員に充てることのできない場合は、この限りでない。
  - 一 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 四人以内
  - 二 陸上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者 三人以内
  - 三 山口県の知事の部内の職員（次条において「山口県の職員」という。）のうちから市長が任命する者 四人以内
  - 四 山口県警察の警察官のうちから市長が任命する者 一人
  - 五 市長がその部内の職員（次条において「市の職員」という。）のうちから指名する者 二人以内
  - 六 教育長
  - 七 消防長及び消防団長
  - 八 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 十人以内
  - 九 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 八人以内

十 公募の手続により決定した者 四人以内（うち男性は二人以内とする。）  
6 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の  
残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

（平二四条例三三・平二六条例一八・一部改正）

（専門委員）

第四条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことが  
できる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山口県の職員、市の職員、関係指  
定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のう  
ちから、市長が任命し、又は指名する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任される  
ものとする。

（平二四条例三三・一部改正）

（部会）

第五条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらか  
じめ指名する者がその職務を代理する。

（平二四条例三三・追加）

（庶務）

第六条 防災会議の庶務は、総務部において処理する。

（平二四条例三三・旧第五条繰下）

（その他）

第七条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に  
関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

（平二四条例三三・旧第六条繰下・一部改正）

附 則抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年三月二九日条例第二〇号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年一〇月一二日条例第三三号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中防府市防災会議条  
例第三条第五項の改正規定、同条第六項を削る改正規定、同条第七項（「第  
五項第七号の」を削り、同項を同条第六項とする部分に限る。）の改正規定  
及び同条第八項の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の防府市防災会議条例第三条第五項の規定（同項第七号を除く。）により防府市防災会議の委員に任命され、又は指名されている者の任期は、平成二十五年三月三十一日までとする。同日までに後任の委員に任命され、又は指名された者の任期についても同様とする。

3 この条例の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に改正前の防府市防災会議条例第三条第五項第七号の委員に任命された者（同条第七項ただし書の補欠の委員を除く。）の任期は、同条第七項本文の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十一日までとする。

（準備行為）

4 第一条の規定による改正後の防府市防災会議条例第三条第五項第十一号の規定による委員の公募に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成二六年六月二五日条例第一八号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年六月二十六日から施行する。



## 防府市防災会議部会設置要綱

平成25年5月27日制定

(設置)

第1条 防府市地域防災計画（以下「防災計画」という。）の見直しを検討し、修正するに当たり、特に必要と認めることについて検討等をするため、防府市防災会議条例（昭和38年防府市条例第12号）第5条第1項の規定に基づき、防府市防災会議に部会を設置する。

(設置する部会)

第2条 平成26年度からの防災計画の見直しの検討及び修正に当たり、防災計画見直し検討部会を設置する。

(所掌事務)

第3条 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 防災計画の見直し・修正検討に関すること。
- (2) その他部会において必要と認めること。

(副部会長)

第4条 部会に副部会長を置き、部会長が指名する者をもって充てる。

- 2 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が必要に応じて招集する。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。
- 3 部会長は、会議の結果について防府市防災会議で報告するものとする。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、総務部防災危機管理課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。